

# 秩父市立西小学校いじめ防止基本方針



本方針は、いじめ防止対策推進法第13条により、秩父市立西小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む）であって、対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめの理解

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）、「観衆」「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

## 2 いじめ防止対策のための校内組織の設置

本校は、いじめ防止対策のための組織「いじめ防止対策会議」を設置する。校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主任、養護教諭の5名を中核とし、週に1回の定例会議を開催する。また、必要に応じて教育相談主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、PTA会長などを加えた会議を迅速に開催する。「いじめ防止対策会議」次の4つの活動を行う。

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること
- ④いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組

### (1) 学校全体としての取組

取組	児童にかかわること	保護者・地域とのかかわり
未然防止	○個々の価値観等の理解（道徳、特活） ○道徳教育の充実（人権教育、情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳、特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 ○心が通じ合うコミュニケーション能力の育成 ○居甲斐を感じられる学級づくり ○東日本大震災被災児童への配慮と心のケア	○自他の物を区別し、大切に扱う心の育成 ○携帯電話、インターネット、ゲーム等の使用上の約束作り ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験活動への参加
早期発見	○教職員は、児童に寄り添い、気づきを大切にする。 ○集団から離れて一人である児童への声かけ ○生活アンケートや個別面談による情報	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ、けがのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 ○個別面談による情報交換

早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集</li> <li>○文房具等、持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追及</li> <li>○保健室への来室状況など、養護教諭との連携</li> </ul>		
早期対応	いじめられた子供への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人や周囲からの聞き取りによる、身体的、精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応</li> <li>○苦しい気持ちへの共感と「いじめから全力で守る」ことの約束</li> <li>○休み時間等にも教師による見回りを行うなど被害が継続しない体制づくり</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関との連携（SC、SSW、相談員等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握</li> <li>○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力</li> </ul>
	いじめた子供への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事実を確認し、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止</li> <li>○いじめの原因や背景の調査による根本的解決</li> <li>○関係機関（SC、SSW、児童相談所、警察等）との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解</li> <li>○事実の冷静な確認と子供の言い分を聞くこと</li> <li>○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）と事後の見守り</li> </ul>
	はやしたてる子供・見て見ぬふりをする子供への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はやしたてることは、いじめと同じであることを理解させる。「観衆」</li> <li>○見て見ぬふりをすることは、いじめに加担することと同じであること、いじめられた児童の苦しさを理解し、人に知らせる勇気をもたせる。「傍観者」</li> <li>○言いなりにならず、自分の意志で行動することの大切さの指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者へ通告できるような指導</li> <li>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志の育成</li> </ul>
	学級全体への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○話し合いなどを通じて、いじめについて考える。</li> <li>○見て見ぬふりをしないよう指導する。</li> <li>○自らの意思によって行動がとれるようにする。（誰かに相談する。）</li> <li>○「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。</li> <li>○道徳教育の充実を図る。</li> </ul>	

## (2) 家庭や地域との連携

各家庭（PTA）での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもに関心を持ち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発（PTA教育講演会の実施）</li> <li>○子どものがんばりを認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践と啓蒙</li> <li>○父親の子育てへの積極的参加を啓発</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼</li> <li>○広場や近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡</li> </ul>

### (3) いじめの解消

いじめは、指導や謝罪をもって解消したとすることはできない。いじめが「解消した状態」とは、次の2つの要件が満たされる必要がある。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること。

- ・被害者に対するいじめ行為（インターネットも含む）が、少なくとも3ヶ月以上継続して止んでいること。
- ・ただし、被害の重大性等から、さらに長い期間が必要と判断される場合は、この目安によらない。
- ・この期間が過ぎるまでは、被害・加害児童の様子を含め、状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、期間を設定し状況を注視する。

#### イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。
- ・学校は、いじめが解消していない段階では、被害児童を徹底的に守り、その安全・安心を確保する。
- ・いじめ防止対策会議では、いじめが解消するまで、被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、役割分担等、対処計画を策定し実行する。
- ・いじめが再発する可能性を踏まえ、被害児童については、継続的・日常的に注意深く観察する。

## 4 教育委員会や関係機関等との連携（重大事態への対処）

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。児童・保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあった時も同様とする。

ア 速やかに秩父市教育委員会に報告する。

イ 秩父市教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。

ウ 事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、秩父警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに秩父警察署に通報し、適切に援助を求める。

## 5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

